

令和6年度第2回川崎市大規模小売店舗立地審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月7日(月) 10:00～11:00
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 復元棟 302会議室(3階)
- 3 出席者
(委員) 田中 伸治 会長
吉村 純一 委員
趙 時英 委員
松本 暢子 委員
(行政) 齊藤 武弥 環境局環境対策部環境保全課
坂田 美紗樹 環境局環境対策部環境保全課
中野 吉治 建設緑政局総務部企画課
鈴木 智 まちづくり局交通政策室
池田 昌弘 経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
(事務局) 修田 命 経済労働局観光・地域活力推進部
佐藤 淳也 経済労働局観光・地域活力推進部
- 4 議題 大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の規定に基づく届出について
(仮称)ヤオコー新百合ヶ丘店
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議内容
事務局 審議会委員並びに連絡協議会幹事におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席をいただきましてありがとうございます。
本日は、出席委員、5名中4名ですので、過半数に達しており、川崎市大規模小売店舗立地審議会条例第6条第2項により、会議が成立していることをご報告いたします。
なお、本日は関係者として、設置者に出席いただいております。
議事は、田中会長にお願いします。
田中会長 只今から、川崎市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。
これより議事に入りますが、本日の審議内容の確認は、委員全員で行いますので、よろしく願いいたします。
本日の審議会は公開会議となっておりますが、御異議ございませんでしょうか。なければこれより、傍聴者の入室を許可いたします。
<傍聴者1名>
本日の審議事項は、新設案件1件です。
審議事項(1)の大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく届出について、「(仮称)ヤオコー新百合ヶ丘店」を議題とします。
それでは、審議事項(1)の「(仮称)ヤオコー新百合ヶ丘店」について、事務局からまず資料1の「1 届出の概要」と「2 法手続きの

経緯」を説明してください。

事務局 <資料に基づき説明>

田中会長 届出の概要と法手続きの経緯について何か御質問があれば、委員から御発言ください。

吉村委員 3月にお送りいただいた届出資料や図面を見ると、2階にも店舗があるように見られますが、店舗面積に加算されていないのはなぜでしょうか。

事務局 本計画は、ヤオコー棟のほかにテナントが入る棟の計2棟が建つ計画で、2階部分はそのテナント棟の部分になります。また、その2階部分は物販店舗ではないため、大規模小売店舗立地法の届出面積に含めていません。

吉村委員 そうなのかなとは思いましたが、騒音予測の図面には記載されていなかったのです。

田中会長 そのほかに委員の方からは御発言はございますでしょうか。

委員 <発言なし>

田中会長 続いて事務局から資料1の「3 大型店新設にあたっての配慮事項」について説明してください

事務局 <資料に基づき説明>

田中会長 それでは、まず今の説明に対してご不明点等ございましたら、委員の皆様からご質問等をいただけたらと思います。その後、皆様の御意見を頂戴したいと思います。

吉村委員 駐車台数97台は具体的にどこにあるのかということなのですが、地下駐車場は別の建物（テナント棟）にあるのですか。

事務局 地下駐車場はヤオコーが入る建物にございます。

吉村委員 ここに97台あるということでしょうか。

事務局 地下駐車場は69台の台数を確保しております。

吉村委員 1階に駐車場①と②があって、その合計が40台。地下駐車場の69台とこの40台では数が合わないのですが。

事務局 駐車場②については30台を確保しておりますが、うち12台は従業員用となっておりますので、駐車場②の届出台数は18台となっております。

吉村委員 出入口②から地下駐車場へ行く通路はどこにありますか。

事務局 出入口②からスロープを登っていただくと建物の裏側になって見えませんが、そこに地下1階の駐車場入口がございます。そしてさらに登っていただくと1階駐車場になります。
(新百合ヶ丘2号線から出入口②付近を映した現地写真をモニターに投影)

吉村委員 断面図がないのでよくわからなかったです。登って地下1階というこ

とですか。

事業者 切り崩して作っているのです、出入口②は地下 2 階相当のレベルとなっ
ています。また、建物構造としては、地上 1 階、地下 2 階建ての構造
となっております。

吉村委員 分かりました。そしたら 2 階の店舗はないわけですね。
事務局 はい。2 階の店舗はテナント棟になります。

松本委員 保育所との間に道路があると思うのですが、どういう扱いになっている
のか気になりました。図面だけみると荷さばき車両が入ってきたり
するのですが、市民の方も普段使っている道路なのでしょうか。

事業者 敷地内になります。

松本委員 そこは自転車が通行したりするということでしょうか。

事業者 はい。

松本委員 買い物客や荷さばき車両も通行したりするような記載であったので、
ちょっと怖いなと思ったのですが、敷地内ということ、承知しまし
た。

吉村委員 保育所に子供を預ける方は、どこを歩いてこられるのでしょうか。
事務局 保育所の目の前に専用の駐輪場があるのですが、自転車で来られる方
は、上麻生 62 号線側からや新百合ヶ丘 2 号線を押し歩いてこられるか
と思います。

吉村委員 そこ（出入口①）は、日中ずっと交通整理員が立っているということ
ですね。

事務局 こちらの出入口については、基本的にオープン時と繁忙期以外は使用
しない運用としており、使用時も出口専用の運用としております。ま
た、使用時は営業開始から 20 時まで交通整理員を配置する計画でござ
います。

吉村委員 承知しました。

田中会長 今の点ですが、出入口①を利用するのは繁忙期のみということだった
のですが、交通整理員を配置するのは営業開始から 20 時までで、その
後については交通整理員はいなくなるということですか。また、20 時
以降は出入口を閉めるということでしょうか。

事業者 出入口①については、閉店時間まで利用可能ですが、交通整理員は 20
時までとなっております。

田中会長 交通整理員は立たないけど、出口としての利用はできるということ
ですか。

事業者 はい。ただ、状況を見てあまりにも交通量が多いような場合には、延
長することも検討いたします。

田中会長 承知いたしました。

田中会長 他に御質問はいかがでしょうか。

<質問なし>

田中会長

それでは、次に御意見を頂戴できればと思います。

本審議会は、大規模小売店舗を設置する者が、周辺の地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について配慮すべき基本的な事項を調査・審議する機関です。

配慮すべき基本的な事項とは、大規模小売店舗立地法第4条で定める指針において、大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる事項と定められており、具体的には交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項をいいます。

それらを踏まえて、届出内容について法第4条の指針を勘案した御意見があれば、委員から御発言ください

松本委員

先ほどの駅前ロータリーからの交通量が心配だなという印象を受けました。数字で見るとそこまででもないということだったのですが、実際にはそれなりの交通量があって、夕方大変混雑している感じがしましたので、開店後にどれだけ車でいらっしゃる方がいるのか想像もつきませんが、数字上大丈夫だとしても配慮は必要かと思います。

吉村委員

騒音予測に関して、2階に空調機等を音源として設置することとなっていますが、この図面に線で描かれているものは何なのでしょう。

事業者

屋根です。

吉村委員

何の屋根ですか。

事業者

折半屋根です。

吉村委員

分かりました。それと少し具体的な話になるのですが、予測地点のP1とP2があまりにも近くて意味がないのではないかと思います。計算上は問題ないかと思いますが、もう少し違う地点で調べたほうがいいのか。また、予測モデル2018年でも傾斜で道路をあげていくところ（スロープ箇所）の車のパワー変化は計算できますので、今後は傾斜を考慮した計算ができるモデルをお使いいただきたいと思いました。

趙委員

出入口②について、出入口での混雑、反対のイオンから出てくる車もありますので、緩和策としては交通整理員の常時配置になるかと思いますが、それ以外にアイデアはお考えでしょうか。バスや自転車等の問題もあるかと思っております。

事務局

路上滞留への対策として、出入口②からのスロープの長さを70mほど確保し、その中に車を引きこむような計画で、スロープ上で10数台は待機できる構造と伺っております。

趙委員

自動車は敷地内の安全なところで待機させながら、満車時などは交通整理員が誘導していくという形になるということですか。

事業者

満車時には滞留しないよう流していくことになるかと思っております。

趙委員
田中会長

分かりました。

まず、皆さんご心配されている交通に関する懸念点はあるのかなと感じました。

来退店経路の誘導で、左折イン、左折アウトさせるためだとは思いますが、経路によってはだいぶ大回りする経路となっております。その案内方法について資料に記載はなかったので、HP やチラシなど、何らかの手段によって案内するというのを明確にしていきたいと思います。また北側からくる車両がだいぶ大回りになるので、駅前ロータリーを利用する経路を選択する人もいるかと思います。そうするとさらなる混雑を招きますので、周知はしっかりしていきたいと思います。

次に、出入口②がメインに使われるようですが、駅付近で歩行者も多数いるかと思うので、交通整理員を常駐していただくようにしていきたいと思います。

次に、荷さばき車両も一般車両と同じ空間を走行しますので、店舗スタッフによる誘導をきちんと行っていただきたいと思います。

次に、歩行者の安全の観点ですが、保育所がすぐそばにあり、送り迎えの利用もありますので、保育所を利用される方の安全確保の取り組みをしていただきたいと思います。また、小学校も近くにあり通学路にもなっていますので、通学児童の安全確保にも努めていただきたいです。

さらに、歩行者専用道路について、本来自転車での通行は禁止されていますが、開店後に自転車で来店される方もいらっしゃるかと思いますので、陳情を受けて駐輪場の位置を変更していただいておりますが、併せて自転車利用の来店者に向けた安全利用の周知をしていただく必要があるかと感じています。

吉村委員

駐車場①の利用者は、出入口②から入って奥に進んでくることかと思いますが、途中で自転車利用者と動線が被ります。今の自転車はスピードも出ますので、安全上の問題は大丈夫でしょうか。ここの交通整理はしっかりおこなっていただきたいなと思います。

田中会長

そのほかに委員の方からは御意見はございますでしょうか。

<発言なし>

田中会長

それでは、本審議会としての意見について協議したいと思います。いま御発言いただいた中で、主な御意見を振り返りますと、交通の混雑や歩行者との交錯・安全性に関するご意見が多かったと思います。それから、議会への陳情書が出ていたり、住民意見がでていたり、市民の関心が高い案件であると考えますが、一方で、設置者も陳情書を受けて駐輪場の位置を変更するなどの改善に向けた対応をしていた

だいていることなどを踏まえまして、審議会の結論としては＜意見なしで付帯事項あり＞としてはいかがかと思っております。そして、付帯事項としては、一つは、出入口②の運用にあたり、近くに駅の出入口もあるので、来退店車両による渋滞・混雑が発生するなどの問題が生じた場合には、警察などの関係機関と協議し、出入口①を適宜運用することなどについて検討していただくこと。併せて、出入口②について、交通整理員を常時配置していただく。そして、駐車待ち車両が本線の道路上で待機しないような誘導をしていただくということが挙げられることかと思っております。

次に、来退店経路について、駅前ロータリーを利用しないことなどを含め、チラシやHPにより来店者への周知を徹底していただく。

次に、荷さばき車両が場内を通行する際に、従業員等により誘導を行っていただき、場内の歩行者や自転車との錯綜が生じないように安全確保していただく。

次に、近くに保育所や小学校もあるので、児童の安全を確保していただく。また、自転車利用の来店者に向けて、歩行者専用道は走行できない旨の案内をしていただくこと

今述べた点を付帯事項としたいと思いますが、委員の皆様から、そのほかに付け加えるべきことや、御異議などはございますでしょうか。

＜異議なし＞

田中会長

他に御意見がなければ、答申については後日文書にて回答することに決定します。それでは、審議事項（１）を終わります。審議事項（２）その他について、事務局から何かありますか。

事務局

＜今後の予定について説明＞

田中会長

以上で、本日の審議会を終了します。長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。